

府子本第 375 号
29 文科初第 215 号
雇児発 0427 第 8 号
平成 29 年 4 月 27 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

内閣府子ども・子育て本部統括官

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(印影印刷)

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について

施設型給付費等に係る処遇改善等加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成 27 年 3 月 31 日府政共生第 349 号、26 文科初第 1463 号、雇児発 0331 第 10 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により取り扱われているところであるが、今般、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

都道府県知事におかれては、管内の市町村に対して遅滞なく周知を図られたい。